

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

前年に申請した技術職員名簿から資格が変更された者は(変更)と記入すること。

通番	新規掲載番号	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	35	82005	0012						0
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	39	82001	2142	29	2142	2142	42	(変更)	0
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	57	82001	0022						0
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	58	82001	1131	05	1131	1131	31	第00123456	30
5			年 月 日		82							
6			年 月 日		82							
7			日		82							
8			日		82							
9			日		82							
10			年 月 日									
11			年 月 日									
12	技術職員名簿の確認項目											
13	1. 追加職員等の確認											
14	・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
15	・新たに追加された職員については、決算日時点で6ヶ月と1日以上雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も持参すること。)											
16												
17	2. 講習受講の確認											
18	申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。											
19	①法第15条第2号イに該当すること(1級国家資格者相当)											
20	②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること											
21	③審査基準日時点で、法第26条の4から6の規定による講習の有効期限内であること (※講習を受講した日の翌年の1月1日から5年間 R4.8.15～改正)											
22	3. 常勤性確認											
23	・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としていない。											
24	・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
25	※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了しました。											
26	経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。											
27	4. CPD単位取得数											
28	・CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数字。(CPD単位内訳一覧表で計算すること。ただし、参入できるCPD単位数は1人あたり30単位を上限とする。)											
29	・1人の技術職員について、複数のCPD認定団体により単位を取得している場合は、いずれか1つの認定団体の単位を元に算出する。											
30	・CPD単位数を証する書面等の写しに加え、CPD単位内訳一覧表を提出のこと。											

解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了。技術者の経過措置コード(例:2級土木施工214→21D)の使用は不可。経過措置終了後も解体の技術者とするためには、資格等(講習修了など)が必要

新規掲載番号欄は、審査対象事業年内に新規に技術職員となった者(審査基準日から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係があり、当期事業年度開始日の直前1年以内に技術職員として雇用された者又は資格取得して新たに技術職員となった者)がいれば○を付すこと。

審査基準日(例:令和5年12月31日)時点の満年齢を記入すること。

(例)  
令和5年12月31日においては生年月日が  
・昭和64年1月1日以前の者は満35歳以上  
・昭和64年1月2日以降の者は満35歳未満

記載要領

- 1 この名簿は、**04**「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 **□□□□**で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば**□□12**のように右詰めで記入すること。
- 3 **81**「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば**003**、12枚目であれば**012**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

【経審】業種別技術職員コード表【令和5年7月1日以降の審査基準日から適用】

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）  
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1a」…1点（実務経験3年） 「1c」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード	業種	建設業の種類																															
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	総	通	園	井	具	水	消	清	解
		01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業後3年又は5年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同年以上）【大臣認定者】	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同年以上）【大臣認定者】	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
005	令第28条該当監理技術者補佐（担当する業種について主任技術者となる資格を有し1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
111	1級建設機械施工管理技士	5	5			5	5											5															
11A	1級建設機械施工管理技士（※附則第4条該当）	5	5			5	5											5														5	
11F	1級建設機械施工管理技士補																																
212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2			2	2											2															
21B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（※附則第4条該当）	2	2			2	2											2															2
21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																
113	1級土木施工管理技士	5	5	1	1	5	5	5	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
11C	1級土木施工管理技士（※附則第4条該当）	5	5	1	1	5	5	5	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	
11H	1級土木施工管理技士補			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
214	2級土木施工管理技士	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
21D	2級土木施工管理技士補	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
21J	2級土木施工管理技士補			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
215	2級土木施工管理技士			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21K	2級土木施工管理技士補			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
216	2級土木施工管理技士			1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21E	2級土木施工管理技士補			2	2																												2
21L	2級土木施工管理技士補			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
12C	1級建築施工管理技士補			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
221	2級建築施工管理技士			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
222	2級建築施工管理技士			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
22B	2級建築施工管理技士補			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
223	2級建築施工管理技士補			2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22D	2級建築施工管理技士補			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
127	1級電気工事施工管理技士											5													1								1
12E	1級電気工事施工管理技士補																								1								1
228	2級電気工事施工管理技士											2													1								1
22F	2級電気工事施工管理技士補																							1								1	
129	1級管工事施工管理技士											5												1	1							1	1
12G	1級管工事施工管理技士補																							1	1							1	1
230	2級管工事施工管理技士											2												1	1	1						1	1
23A	2級管工事施工管理技士補																							1	1	1						1	1
131	1級電気通信工事施工管理技士																																
13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																
232	2級電気通信工事施工管理技士																																
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																
133	1級造園施工管理技士					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13D	1級造園施工管理技士補					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
234	2級造園施工管理技士					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23E	2級造園施工管理技士補					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	総	通	園	井	具	水	消	清	解
		01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

**【経審】業種別技術職員コード表【令和5年7月1日以降の審査基準日から適用】**

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）  
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1a」…1点（実務経験3年） 「1o」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード	建設業の種類	建設業の種類																													
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	通	園	井	具	水	消	解
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
建築士法	137	1級建築士			5	5				5			5	5	5								5								
	238	2級建築士			2	2				2			2										2								
	239	木造建築士				2																									
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5		5							5	5								5				5	
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5							5	5							5				5		
	142	建設「構造物及びコンクリート」・総合技術監理（建設「構造物及びコンクリート」）	5	5			5	5		5			5	5	5	5	5	5							5				5		
	14B	建設「構造物及びコンクリート」・総合技術監理（建設「構造物及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5			5	5	5	5	5	5							5				5		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5			5	5																							
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																						5	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）								5															5						
	145	機械・総合技術監理（機械）																							5						
	146	機械「両工学」又は「無工学」・総合技術監理（機械「両工学」又は「無工学」）									5														5						
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）										5																	5		
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										5																	5		5
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5												5											
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5												5											5
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																										5			
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5																				5			
15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																				5			5	
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									5																					
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									5																			5		
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									5																			5	5	
電気工事法	155	第1種電気工事士								2																					
	256	第2種電気工事士								1																					
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）								1																					
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																								1					
	235	工事担任者																										1			
水道法	265	給水装置工事主任技術者								1																					

※（附則第4条該当） 平成28年6月1日までに「とび・土工」の資格を取得している場合、経過措置期間中（令和3年6月30日まで）のみ解体工事の技術者とみなされるが、経過措置終了後、解体工事の技術者でなくなる資格

※1 解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合））

※2 解体工事について、当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合））

【経審】業種別技術職員コード表【令和5年7月1日以降の審査基準日から適用】

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）  
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1a」…1点（実務経験3年） 「1o」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード	建設業の種類	建設業の種類																														
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	筋	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
168	甲種 消防設備士																														2	
169	乙種 消防設備士																														2	
171	建築大工（1級）			2																												
271	建築大工（2級）			1																												
164	型枠施工（1級）			2	2	2																										
264	型枠施工（2級）			1	1	1																										
16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）			2	2	2																									2△	
26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）			1	1	1																									1△	
172	左官（1級）			2																												
272	左官（2級）			1																												
157	とび・とび工（1級）				2	2																										2
257	とび・とび工（2級）【※解体工事は資格取得後 解体工事の実務経験3年】				1	1																										1
173	コンクリート圧送施工（1級）				2	2																										
273	コンクリート圧送施工（2級）				1	1																										
17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）				2	2																										2△
27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）				1	1																										1△
166	ウェルポイント施工（1級）				2	2																										
266	ウェルポイント施工（2級）				1	1																										
16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）				2	2																										2△
26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）				1	1																										1△
174	冷凍空調機器施工・空調設備配管（1級）										2																					
274	冷凍空調機器施工・空調設備配管（2級）										1																					
175	給排水衛生設備配管（1級）											2																				
275	給排水衛生設備配管（2級）											1																				
176	配管・配管工（1級）											2																				
276	配管・配管工（2級）											1																				
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）										2	2							2													
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）										1	1							1													
177	タイル張り・タイル張り工（1級）												2																			
277	タイル張り・タイル張り工（2級）												1																			
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）												2																			
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）												1																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）										2																					
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）										1																					
180	石工・石材施工・石積み（1級）										2																					
280	石工・石材施工・石積み（2級）										1																					
181	鉄工・製錬（1級）												2	2																		
281	鉄工・製錬（2級）												1	1																		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）																															
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）																															
183	工場板金（1級）																															
283	工場板金（2級）																															
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）											2								2												
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）											1								1												
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																															
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																															
186	かわらぶき・スレート施工（1級）											2																				
286	かわらぶき・スレート施工（2級）											1																				
187	ガラス施工（1級）																															
287	ガラス施工（2級）																															
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																															
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																															
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																															
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																															

※職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を2級とするものについて、平成15年度以前に合格した者については、必要な実務経験年数は1年とする。

**【経審】業種別技術職員コード表【令和5年7月1日以降の審査基準日から適用】**

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）  
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1a」…1点（実務経験3年） 「1o」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード	建設業の種類	建設業の種類																														
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	調	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																		2												
	190	金属塗装・金属塗装工（2級）																		1												
	191	噴霧塗装（1級）																		2												
	191	噴霧塗装（2級）																		1												
	167	路面標示施工																			2											
	192	雪製作・雪工（1級）																					2									
	192	雪製作・雪工（2級）																						1								
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																					2									
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																						1								
	194	熱線線施工（1級）																							2							
	194	熱線線施工（2級）																								1						
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																												2		
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																												1		
	196	造園（1級）																										2				
	196	造園（2級）																											1			
	197	防水施工（1級）																					2									
	197	防水施工（2級）																						1								
	198	さく井（1級）																												2		
	198	さく井（2級）																												1		
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	061	地すべり防止工事【1年】				1	1																						1			
	06A	地すべり防止工事（附則第4条該当）【1年】				1	1																						1		1a	
	040	基礎くい工事				2	2																									
	062	建築設備士【1年】									1	1																				
	063	計装【1年】									1	1																				
	060	解体工事																													2	
	064	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証記載の業種について、2業種以内に限り3点ずつ配点 ※3																													
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード111～98に該当するものを除く）及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

※3 修了証記載の建設業の種類のうち、「土木事業」・「建築事業」については主任技術者の要件としては認められませんので、ご注意ください。

※職業能力開発促進法による技能検定については、下記に注意ください。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られるものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

## 技術職員について

### 2業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Zにおいて技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
保有資格	1級土木	◎					◎	◎					◎	◎	◎				◎											◎		◎
	1級建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎					◎				◎
	1級電気工事								◎																							
現行評価		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎							◎		◎
↓																																
改正後評価(例1)		◎					◎																									
改正後評価(例2)		◎	◎																													

改正後は改正前の評価対象となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格の評価対象から2業種を選択(例1)してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1業種ずつ選択(例2)してもかまわない。ただし、同一業種について2つの資格を記載しても、2つの資格に係る評価を得ることはできない。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

### 技術者評価について

	1級技術者		監理技術者 補佐	基幹技能者	レベル4の 建設技能者	2級技術者	レベル3の 建設技能者	その他
	監理技術者証保有 かつ 監理技術者講習受講	1級技術者であって 左以外の者						
改正前 (~H20.3)	5点		/	/	/	2点	/	1点
改正後 (H20.4~)	6点	5点				2点		1点
改正後 (R2.4~)	6点	5点		3点	2点	1点		
改正後 (R3.4~)	6点	5点		4点	3点	2点	1点	

1級技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価する。

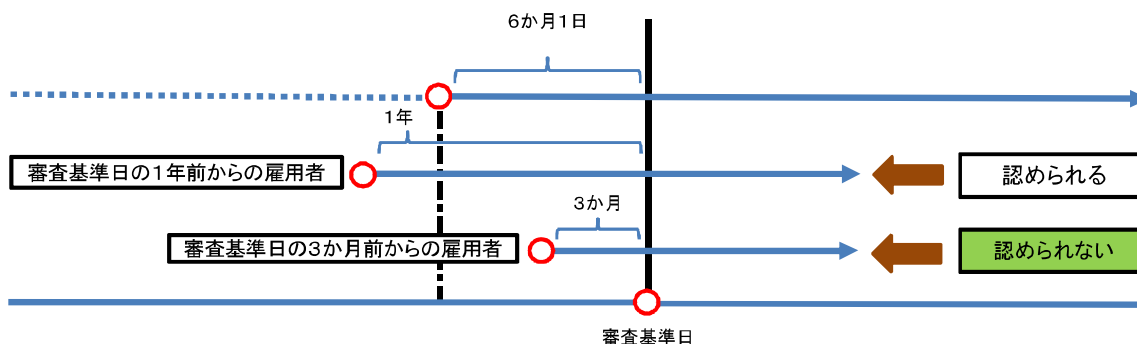
ただし、監理技術者講習修了証については、審査基準日時点で監理技術者講習が有効期限内のものに限る。(※受講年月日の翌年の1月1日から起算して5年間有効)

なお、改正前の2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。

# 技術者に必要な雇用期間の考え方

## 1. 評価対象について

審査基準日（決算日）から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。



## 2. 期間計算について

- (1) 審査基準日（決算日）の前日が起算日となります。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日が6ヶ月前となります。ただし、当日が存在しない場合には、翌月の初日が6ヶ月前となります。
- (3) 6ヶ月前の前日が「6ヶ月と1日前」となります。
- (4) 代表的な審査基準日での該当日は下記のとおりです。

記

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和 5年10月31日	令和 5年10月30日	令和 5年 5月 1日	令和 5年 4月30日
令和 5年11月30日	令和 5年11月29日	令和 5年 5月30日	令和 5年 5月29日
令和 5年12月31日	令和 5年12月30日	令和 5年 7月 1日	令和 5年 6月30日
令和 6年 1月31日	令和 6年 1月30日	令和 5年 7月31日	令和 5年 7月30日
令和 6年 2月28日	令和 6年 2月27日	令和 5年 8月28日	令和 5年 8月27日
令和 6年 3月31日	令和 6年 3月30日	令和 5年10月 1日	令和 5年 9月30日
令和 6年 4月30日	令和 6年 4月29日	令和 5年10月30日	令和 5年10月29日
令和 6年 5月31日	令和 6年 5月30日	令和 5年12月 1日	令和 5年11月30日
令和 6年 6月30日	令和 6年 6月29日	令和 5年12月30日	令和 5年12月29日
令和 6年 7月31日	令和 6年 7月30日	令和 6年 1月31日	令和 6年 1月30日
令和 6年 8月31日	令和 6年 8月30日	令和 6年 3月 1日	令和 6年 2月28日
令和 6年 9月30日	令和 6年 9月29日	令和 6年 3月30日	令和 6年 3月29日



**※申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている65歳以下の者がいる場合に作成、添付する**

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

— 地方整備局長 —

令和 5年 5月 2日

— 北海道開発局長 —

大分県 知事 殿

住 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
 商号又は名称 株式会社 大分建設工業  
 代表者氏名 代表取締役 豊後 太郎

通番	氏 名	生年月日
5	高崎 花子	S 3 2 . 1 0 . 0 3

**※別紙2技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること。**

**※継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付すること。**


記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

## 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 5 年 5 月 2 日

証明者は証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人の事業主とする。

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。  
例) 役員、社員、従業員等

証 明 者 株式会社大分建設工業  
代表取締役 豊後 太郎

被証明者との関係 社 員

記

技 術 者 の 氏 名	豊 後 次 郎	生 年 月 日	昭 和 42 年 4 月 12 日	使 用 さ れ た 期 間	平 成 5 年 1 月 から 令 和 5 年 5 月 まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社大分建設工業				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場主任	〇〇〇フェンス設置工事他17件			9年 1月から 9年12月まで	
＃	〇〇〇バックネット設置工事他18件			10年 1月から10年12月まで	
＃	〇〇土留め工事他18件			11年 1月から11年12月まで	
＃	〇〇〇盛土工事他20件			12年 1月から12年12月まで	
＃	〇〇〇道路改良工事に伴う掘削工事他19件			13年 1月から13年12月まで	
＃	〇〇川改修工事に伴う積ブロック工事他21件			14年 1月から14年12月まで	
＃	〇〇邸宅地造成工事他22件			15年 1月から15年12月まで	
＃	〇〇災害復旧工事に伴う土工事他19件			16年 1月から16年12月まで	
＃	〇〇〇擁壁工事他23件			17年 1月から17年12月まで	
＃	〇〇道路改良工事に伴う発破工事他21件			18年 1月から18年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる理由を記入する。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため。 平成〇年〇月 事業主死亡のため。			合計 満 10年 0 月	

実務経験年数は工事期間の積み上げにより必要年数以上の経験年数を有していることが前提であり、1年に数件実績があればよいということではないので注意すること。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。